

令和7年度一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

設置者名	紀北町長 尾上壽一
施設名称	海山不燃物処理場
設置場所	北牟婁郡紀北町船津 349 番地 1
問合せ先	0597-36-1313

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
第四号	一般廃棄物の最終処分場	以下のとおり

イ 埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

一般廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
不燃ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	5.56	4.615					

ハ 最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号ハ並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成十二年総理府厚生省令第二号。以下「維持管理基準省令」という。）第一条第一号及び第三号口の規定による水質検査に関する次に掲げる事項

埋立処分開始後（地下水 上流側）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
カドミウム	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
全シアン	検出されないこと。	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
アルキル水銀	検出されないこと。	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
有機リン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
一・二—ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
一・一—ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
一・二—ジクロロエチレン	シス・トランスの合計量 一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
一・一・一—トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
一・一・二—トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
一・三—ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満

ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
一・四一ジオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
クロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満

「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上測定すること

埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

埋立処分開始後（地下水 上流側）

	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質監査の結果	
				電気伝導率 (m S/m)	塩化物イオン (mg/L)
4月	ポンプ No1	令和 7 年 4 月 11 日	令和 7 年 5 月 21 日	12.3	—
5月	ポンプ No1	令和 7 年 5 月 9 日	令和 7 年 6 月 20 日	15.2	—
6月	ポンプ No1	令和 7 年 6 月 6 日	令和 7 年 6 月 20 日	11.7	—
7月	ポンプ No1	令和 7 年 7 月 4 日	令和 7 年 8 月 4 日	10.0	—
8月	ポンプ No1	令和 7 年 8 月 1 日	令和 7 年 8 月 19 日	9.8	—
9月	ポンプ No1	令和 7 年 9 月 5 日	令和 7 年 10 月 3 日	8.4	—
10月	ポンプ No1	令和 7 年 10 月 3 日	令和 7 年 11 月 10 日	8.6	—
11月	ポンプ No1	令和 年 月 日	令和 年 月 日		—
12月	ポンプ No1	令和 年 月 日	令和 年 月 日		—
1月	ポンプ No1	令和 年 月 日	令和 年 月 日		—
2月	ポンプ No1	令和 年 月 日	令和 年 月 日		—
3月	ポンプ No1	令和 年 月 日	令和 年 月 日		—

最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上測定すること
埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。

埋立処分開始後（地下水 下流側）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
カドミウム	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
全シアン	検出されないこと。	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
アルキル水銀	検出されないこと。	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
有機リン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
一・二—ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
一・一—ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
一・二—ジクロロエチレン	シス・トランスの合計量 一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
一・一・一—トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満

一・一・二トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
一・三ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
一・四ジオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
クロロエチレン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
<p>「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上測定すること</p> <p>埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。</p>					

埋立処分開始後（地下水 下流側）

	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質監査の結果	
				電気伝導率 (m S/m)	塩化物イオン (m g / L)
4月	ポンプ No2	令和 7年 4月 11日	令和 7年 5月 21日	32.6	—
5月	ポンプ No2	令和 7年 5月 9日	令和 7年 6月 20日	26.0	—
6月	ポンプ No2	令和 7年 6月 6日	令和 7年 6月 20日	19.5	—
7月	ポンプ No2	令和 7年 7月 4日	令和 7年 8月 4日	15.0	—
8月	ポンプ No2	令和 7年 8月 1日	令和 7年 8月 19日	12.9	—
9月	ポンプ No2	令和 7年 9月 5日	令和 7年 10月 3日	16.7	—
10月	ポンプ No2	令和 7年 10月 3日	令和 7年 11月 10日	17.7	—
11月	ポンプ No2	令和 年 月 日	令和 年 月 日		—
12月	ポンプ No2	令和 年 月 日	令和 年 月 日		—

1月	ポンプ No2	令和 年 月 日	令和 年 月 日		—
2月	ポンプ No2	令和 年 月 日	令和 年 月 日		—
3月	ポンプ No2	令和 年 月 日	令和 年 月 日		—
<p>最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上測定すること</p> <p>埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。</p>					

埋立処分開始後（河川水）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水を採取した場所	水質検査に係る地下水を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
カドミウム	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下	船津川	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
全シアン	検出されないこと。	船津川	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
有機リン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	船津川	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	船津川	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	船津川	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	船津川	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下	船津川	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
アルキル水銀	検出されないこと。	船津川	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	船津川	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	船津川	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	船津川	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	船津川	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	船津川	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	船津川	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
一・二—ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下	船津川	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満

一・一—ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム以下	船津川	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
シス—一・二—ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下	船津川	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
一・一・一—トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下	船津川	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
一・一・二—トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	船津川	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
一・三—ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下	船津川	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下	船津川	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下	船津川	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下	船津川	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下	船津川	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
一・四—ジオキサン	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下	地下集水ポンプ	令和 年 月 日	令和 年 月 日	mg/L 未満
<p>「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回することをいう。</p> <p>最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上測定すること</p> <p>埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。</p>					

二 最終処分基準省令第一条第二項第十一号及び維持管理基準省令第一条第二号の規定による措置に関する次に掲げる事項

項 目	原因の調査	措置を講じた年月日	措置の内容
水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合	—	—	—

ホ 最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行った年月日及びその結果

項 目	測定を行った年月日	測定を行った結果
残余の埋立容量の測定	令和 6 年 12 月 2 日	169m ³